

令和7年度大津市地域住民の移動手段の確保に係る無償運送事業 補助金の概要

交付対象者（補助を受けることができる方）

おおむね小学校区の範囲において地域住民を対象とした無償運送を主体的に実施する公共的団体（自治会、学区自治連合会、学区まちづくり協議会、特定非営利活動法人等であって、市長が適当と認めるもの）

また、補助金交付基準において定める補助対象事業に該当する事業（道路運送法の許可または登録を要しない運送、乗合バス事業者等と協議し、路線運行に配慮した運行計画となっている 等）であること。

補助対象経費

- ①安全対策（運転手の安全講習等）に係る経費（交通費を除く。）
- ②燃料費
- ③輸送事業に係る保険料
- ④需要調査や利用促進に係る経費
- ⑤任意保険、自賠責保険、車検費用及び自動車税等に係る経費（専用車両に係るものに限る。）
- ⑥その他運送主体の運営に係る経費（車両調達経費、附属設備の設置経費、報酬、運営委託料等を除く。）

補助申請書類および受付期間

交付申請書（様式第1号）等の提出

令和7年12月26日（金）まで ※当日消印有効

なお、下記の書類が添付書類として必要です。

- 事業計画書（様式第2号）
- 組織設立に係る資料（定款または規約等）
- 運行車両に係る資料（自動車検査証、写真 等）
- その他市長が必要と認める資料

補助金額

補助対象経費の2分の1（上限50万円。ただし、千円未満は切捨て。）

なお、上記補助対象経費に係る補助金及び実費の受け取りがある場合にあっては、その額を補助対象経費から控除した額の2分の1（上限50万円。ただし、千円未満は切捨て。）

注意事項

- ・ 令和7年8月22日から事業開始となりますが、令和7年4月1日以前から事業を行っている場合は、補助対象経費の対象期間が令和7年4月1日から適用される場合があります。
- ・ 法人等の実施する無償運送事業は対象ではありません。

※詳しくは、令和7年度大津市地域住民の移動手段の確保に係る無償運送事業補助金交付基準をご確認ください。

【申請先・お問合せ先】

〒520-8575 大津市御陵町3-1 大津市建設部地域交通政策課
Tel：077-528-2736（9時から17時まで・土日祝日を除く）